

交渉（全労働省労働組合神奈川支部女性部）議事概要（平成 29 年 3 月 13 日）

神奈川労働局総務部長(当局)は、平成 29 年 3 月 13 日(月)、全労働省労働組合神奈川支部女性部長(全労働)と女性職員等の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 職員の意向に十分配慮した配置を行うこと。
- 2 両立支援制度等諸制度の周知徹底を図ること。
- 3 人事評価制度の公正かつ民主的な運用を行うこと。

【当局】

- 1 職員の配置については、個々人の状況を加味した上で適材適所の観点で実施するとともに、人材の育成、職員の能力の向上を図ってまいりたい。
- 2 両立支援制度等諸制度については、全ての職員がその内容を理解することが必要であることから、管理者に対して定期的に情報を提供しているが、今後ともできる限り、効果的な周知ができるよう工夫しながら周知するとともに、その適正な運用を図ってまいりたい。
- 3 各種研修等を踏まえた評価者研修等を実施するなど評価者の能力向上に努めるとともに、評価制度の運用状況も検証しながら、評価者、調整者、実施権者が制度を十分理解した上で連携して実施し、公正な運用が図られるよう対応してまいりたい。